

知的財産 - Intellectual Property -

Newsletter

〈2019年9月号〉

Contents

1

特許侵害

発明の本質的部分にあたるとして均等侵害の
第1要件が否定された事例

知財高裁(4部) 令和元年7月19日判決〔住宅地図事件〕



2

審決取消

医薬機器に関する発明の進歩性判断における相違点の認定

知財高裁(3部) 令和元年7月22日判決〔医薬品相互作用チェック装置事件〕



3

商標

「EQ」との商標について使用に基づく商標登録が認められた事例

知財高裁(1部) 令和元年7月3日判決〔EQ事件〕



4

著作権

公開模試とその解説の著作物性

東京地裁(40部) 令和元年5月15日判決〔サピックスオープン事件〕



5

不競法

商品単体では現れない形状を重視し混同惹起行為の
成立が肯定された事例

東京地裁(46部) 令和元年6月18日判決〔イッセイミヤケvsラルジュ事件〕



発明の本質的部分にあたるとして均等侵害の第1要件が否定された事例



池田 佳菜子

Kanao Ikeda

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和元年7月19日判決(平成31年(ネ)第10019号)裁判所ウェブサイト[住宅地図事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、発明の名称を「住宅地図」とする発明(「本件発明」)について、特許の専用実施権(特許法77条)を有していた控訴人Xが、ポータルサイトを運営する被控訴人YがWebブラウザを介してユーザー端末の画面に電子地図(「被告地図」)を表示させる行為が本件特許の専用実施権の侵害に該当するなど主張し、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求を行った事案です。

一審判決は、後述の本件発明の構成要件Dの「区画化」にあたるには、利用者が当該区画を認識できる必要があるとして、被告地図の構成要件D該当性を否定しました。そこで、Xは、控訴審において、本件発明と被告地図との相違部分となり得る構成要件D及びFについて、本件発明の本質的部分ではないから均等侵害の第1要件を充足し、またその他の要件も充足するとして、被告地図が本件発明の技術的範囲に属すると均等論の主張を追加しました。知財高裁は、構成要件D及びFは本件発明の本質的部分に含まれるとして均等侵害を否定し、Xの控訴を棄却しました。本稿では、均等論の第1要件に関する部分をご紹介します。

本件発明の構成要件は、「A 住宅地図において、B 検索の目安となる公共施設や著名ビル等を除く一般住宅及び建物については居住人氏名や建物名称の記載を省略し住宅及び建物のポリゴンと番地のみを記載すると共に、C 縮尺を圧縮して広い鳥瞰性を備えた地図を構成し、D 該地図を記載した各ページを適宜に分割して区画化し、E 付属として索引欄を設け、F 該索引欄に前記地図に記載の全ての住宅建物の所在する番地を前記地図上における前記住宅建物の記載ページ及び記載区画の記号番号と一覧的に対応させて掲載した、G ことを特徴とする住宅地図」の7つに分けられます。

被告地図は、縮尺レベルが20段階あり、各縮尺レベルに応じた地図用のデータが存在していました。そのうち縮尺率が小さい地図では、本件発明と同様に、一般住宅等の居住人氏名や建物名称が省略され、建物の輪郭や丁目、番地及び号が記載される部分があったようです。被告地図は、管理上複数のデータに分割されてはいましたが、利用者から認識できる区画は地図上に設けられていませんでした。また、被告地図のデータのURLが一覧で表示されることもありませんでした。

知財高裁は、本件発明の明細書から、本件発明の背景として、従来の住宅地図には番地だけでなく居住者氏名も併記されており、記載スペースの都合から地図の縮尺を小さくすることが難しく、地図の大きさも大判となり、そのため携帯が難しく利用率が低かったこと、索引は丁目のみからであって、丁目が同じで番地が異なる多くの建物の中から目的の建物を探し出すのは煩雑で迅速性に欠け、非効率であったこと、地図上に掲載する氏名の確認作業が煩雑で、その人件費のために地図の製作費がかさんでいたこと、氏名の掲載はプライバシー保護の観点から問題があったこと等を読み取り、上記下線部及びその他明細書の記載等を総合し、本件発明の技術的意義は、構成要件D及びFによって全ての建物についてその掲載頁及び頁内の区画が容易にわかり、簡潔で見やすく、迅速な検索を可能とする効果にもあると判断し、これを前提に、本件発明の本質的部分には構成要件D及びFも含まれるから、本件発明とこれらを充足しない被告地図とが均等であるとは認められないと判断しました。事例判断ではありますが、発明の本質的部分に関する判断の参考になると思われます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスを受けなければなりません。

医薬機器に関する発明の進歩性判断における相違点の認定



杉野 文香

Ayaka Sugino

PROFILEはこちら

知財高裁(第3部)令和元年7月22日判決(平30年(行ケ)第10131号、同第10126号)裁判所ウェブサイト
〔医薬品相互作用チェック装置事件〕

→ 裁判例はこちら

本件は、Xの特許権者とする名称を「医薬品相互作用チェック装置」とする発明(本件発明)に係る特許権に関しYが請求した無効審判において、①引用発明1及び2に基づく新規性・進歩性欠如について否定し、②引用発明3に基づく進歩性欠如について、本件発明1～4、6、8について進歩性欠如を肯定して無効とし、③本件発明5、7、9について進歩性欠如を否定して不成立とする審決がなされたことから、X及びYがそれぞれ審決取消訴訟を提起した事案です。以下では、特許庁と知財高裁で判断が分かれた本件発明1と引用発明3の相違点認定についてご紹介します。

特許庁は、本件発明1では、相互作用チェック処理の結果をマトリックス形式で表示しているのに対し、引用発明3はマトリックス形式で表示していない点が相違点であり、かかる相違点については当業者が容易に想到できる(進歩性の欠如)と判断しました。

これに対し、知財高裁は、技術常識も加味したうえで、特許庁による本件発明1と引用発明3の相違点の認定が誤っていると判断し、本件発明1～4、6、8を無効とした審決(上記②部分)を取り消しました。なお、上記①③に関する部分は審決の判断を維持しております。

◆ 本件発明1と引用発明3について

まず、知財高裁は本件発明1と引用発明3について、次のとおり認定しています。

▶ 本件発明1について¹

◇ 本件発明1は、入力された新規処方データの各医薬品の組み合わせが、「相互作用マスタ」に登録した医薬品の組み合わせと合致するか否かを判断することにより、相互作用チェック処理

を実行するものである。

◇ 「2通りの主従関係で…個別に格納」とは、A薬品から見たB薬品に関する相互作用の有無等の情報が1つのデータとして格納され、B薬品から見たA薬品に関する相互作用の有無等の情報も1つのデータとして格納されること、また、A薬品から見たB薬品の相互作用の有無等の情報とA薬品から見たC薬品の相互作用の有無等の情報のデータとは、個々別々に格納されることを意味すると解される。

▶ 引用発明3について

◇ 相手医薬品の各コード(一般名、薬効分類、BOX)のいずれかが存在すれば相互作用があると判断するため、相手テーブル部の各コード欄すべてにコードが格納されているとは限らない。

◇ 検索処理に関して、自己テーブル部に自己医薬品の各コードのいずれかのコードが存在する場合、一時記憶テーブルに記憶し、一時記憶テーブルに記憶したデータの相手テーブル部に相手医薬品の各コードのいずれかのコードが存在していれば、自己医薬品と相手医薬品とが相互作用を有する組み合わせが存在すると判断する。

◆ 本件発明1と引用発明3の相違点

以上を踏まえ、知財高裁は、本件発明1と引用発明3の相違点に関し、次の2点を追加しました。

① 本件発明1が「一の医薬品から見た他の一の医薬品の場合と、前記他の一の医薬品から見た前記一の医薬品の場合の2通りの主従関係で、相互作用が発生する組み合わせを格納する」のに対し、引用発明3では、「一の医薬品から見た他の医薬品

¹ 本件発明1でポイントとなる構成要件は「一の医薬品から見た他の一の医薬品の場合と、前記他の一の医薬品から見た前記一の医薬品の場合の2通りの主従関係で、相互作用が発生する組み合わせを個別に格納する相互作用マスタを記憶する記憶手段と、」及び「入力された新規処方データの各医薬品を自己医薬品及び相手医薬品とし、自己医薬品と相手医薬品の組み合わせが、前記相互作用マスタに登録した医薬品の組み合わせと合致するか否かを判断することにより、相互作用チェック処理を実行する制御手段と、」です。

次ページへ続く ▶

の各コードの少なくともいずれかについて、相互作用が発生する組み合わせを格納し、また、他の一の医薬品から見た医薬品の各コードの少なくともいずれかについて、相互作用が発生する組み合わせを格納する」点。

②本件発明1は、自己医薬品と相手医薬品との組み合わせと相互作用マスタに登録した医薬品の組み合わせが合致するか否かにより判断するものであるのに対し、引用発明3では、自己テーブル部に自己医薬品の各コードが存在するかをそれぞれ検索して、いずれかのコードが存在していれば、一時記憶テーブルに記憶し、一時記憶テーブルに記憶したデータの相手テーブル部に、相手医薬品の各コードが存在するかをそれぞれ検索して、いずれかのコードが存在していれば、自己医薬品と相手医薬品とが相互作用を有する組み合わせが存在すると判断する点。

そのうえで、これらの相違点については、そもそも引用発明3がデータベースの各項目それぞれについて検索を行うことにより漏れのない相互作用チェックを行うのに対し、本件発明1が医薬品と医薬品との組み合わせのみで単純に検索するため、1回の検索で相互作用チェックを行うものであり、両発明はその技術思想を異にするものであること、及び、相違点に係る構成を開示する他の証拠も示されていないことを理由として当業者は容易に想到できないと判断し、進歩性を肯定しました。

本件は、事例判断ではありますが、本件発明と引用発明の構成を技術常識も加味して詳細に認定し、相違点を導いている点で参考になると考えますので、紹介させていただく次第です。

→ [contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

「EQ」との商標について使用に基づく商標登録が認められた事例



黒田 佑輝

Yuki Kuroda

PROFILEはこちら

知財高裁(1部)令和元年7月3日判決(平成31年(行ケ)第10004号)[EQ事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件の原告は「メルセデス・ベンツ」ブランドで自動車を販売するダイムラー社です。同社は、自社の電動車モデルのために、指定商品を「Motor Vehicles」として、「EQ」の欧文文字2字を取引上普通に採択されている書体で横書きしてなる商標(「本願商標」)を、国際商標登録出願しました。

特許庁は、これに対して拒絶査定し、さらに不服審判の申立ても斥けたため、原告が知財高裁に対して審決取消訴訟を提起しました。知財高裁は、原告の訴えを認め、審決を取り消しました。

商標法は、3条1項5号で「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」については商標登録を受けることができないと定める一方、3条2項で、3条1項3号から5号までに該当する商標であっても、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。」と定めています。本件の争点は、①本願商標が商標法3条1項5号に該当するか、②本願商標が同法3条2項に該当するか、の2点ですが、ここでは主たる争点である②について述べます。

知財高裁は、同法3条2項について、「使用により他識別力を獲得したかどうかは、当該商標が使用された期間及び地域、商品の販売数量及び営業規模、広告宣伝がされた期間及び規模等の使用の事情を総合して判断すべきである」と判断基準を設定しました。

その上で、商標の採択からモーターショーでの使用、雑誌や新聞、ウェブサイトでの掲載状況、EQブランドの自動車の販売実績や販促活動、外国での登録状況等を詳細に認定したうえで、「本願商標については、著名な自動車メーカーである原告

の発表する電動車やそのブランド名に注目する者を含む、自動車に関心を持つ取引者、需要者に対し、これが原告の新しい電動車ブランドであることを印象付ける形で、集中的に広告宣伝が行われたということが出来る。加えて、本願商標は、本件審決時までには、出願国である英国及び欧州にて登録され、国際登録出願に基づく領域指定国7か国にて保護が認容されており、世界的に周知されるに至っていたと認められることも勘案するならば、本願商標についての広告宣伝期間が、パリモーターショー2016で初めて公表された平成28年9月29日から本件審決時(平成30年9月7日)までの約2年間と比較的短いことや、原告が平成29年から販売している「EQ POWER」との名称のプラグインハイブリッド車の販売台数が多いとはいえないこと等の事情を考慮しても、本願商標は、原告の電動車ブランドを表す商標として、取引者、需要者に、本願商標から原告との関連を認識することができる程度に周知されていたものと認められる。」と判断しました。

本件の判断には、原告が著名な自動車メーカーであることや、欧州や英国、米国等で保護が認められていることが大きな要因として影響していると考えられますが、最初に本願商標が公表された時から2年間しか経過しておらず、日本国内における本願商標ブランドを冠した自動車の販売が約1000台にとどまること、トヨタ自動車がかつて「eQ」という名称の電動自動車を販売していたことや、他の自動車メーカーの製品で「EQ」が品番や型式に用いられているといった、同法3条2項の適用を必ずしも支持しない事情があったにも関わらず適用が認められた事例として参考となると考えられます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスを受けなければなりません。

公開模試とその解説の著作物性



古庄 俊哉

Toshiya Furusho

PROFILEはこちら

東京地裁(40部)令和元年5月15日判決(平成30年(ワ)第16791号)裁判所ウェブサイト[サピックスオープン事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

1 事案の概要

本件は、中学校の受験のための学習塾等を運営する原告Xが、同様に学習塾を運営する被告Yに対し、Yが、Xの許可なく、X作成に係る公開模試の問題(本件問題)及び解説(本件解説)を複製して利用した行為が複製権侵害に、本件問題及び本件解説をインターネット上で動画配信している行為(Yライブ解説)が翻案権侵害に当たると主張し、Yに対し、Yライブ解説等の配信の差止め、損害賠償(一部請求として1500万円)等の支払を求めた事案です。

裁判所は、本件問題は編集著作物に、本件解説は言語の著作物に該当するとして、本件問題及び本件解説の著作物性を認めましたが、Yの行為は本件問題及び本件解説の複製又は翻案には該当しない旨判断して、Xの請求を棄却しました。

2 本件問題及び本件解説の著作物性について

(1)著作権法12条は、「編集物…でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。」と規定するところ、裁判所は、以下のとおり、本件問題は編集著作物に該当すると判断しました。

●国語の問題を作成する場合において、数多くの作品のうちから問題の題材となる文章を選択した上で、当該文章から設問を作成するに当たっては、題材とされる文章のいずれの部分を取り上げ、どのような内容の設問として構成し、その設問をどのような順序で配置するかについては、作問者が、問題作成に関するXの基本方針、最新の入試動向等に基づき、様々な選択肢の中から取捨選択し得るものであり、そこには作問者の個性や思想が発揮されているといえることができる。

●本件問題についても、題材となる作品の選択、題材とされた文章のうち設問に取り上げる文又は箇所を選択、設問の内容、設問の配列・順序について、作問者の個性が発揮され、その素材の選択又は配列に創作性があると認められることができる。

(2)また、裁判所は、以下のとおり、本件解説は創作性を有し、言語の著作物に該当すると判断しました。

●本件解説は、本件問題の各設問について、問題の出題意図、正解を導き出すための留意点等について説明するものであり、各設問について、一定程度の分量の記載がされているところ、その記載内容は、各設問の解説としての性質上、表現の独自性は一定程度制約されるものの、同一の設問に対して、受験者に理解しやすいように上記の諸点を説明するための表現方法や説明の流れ等は様々であり、本件解説についても、受験者に理解しやすいように表現や説明の流れが工夫されるなどしており、そこには作成者の個性等が発揮されているといえることができる。

3 複製及び翻案該当性について

(1)Yは、複数のX学習塾の生徒から問題の原本を入手し解説を行っている事実は認めつつ、問題を複製した事実を否認したところ、裁判所は、以下のとおり判示して、Yによる本件問題及び本件解説の複製権侵害を否定しました。

●本件においては、Yが自ら本件問題及び本件解説を複製したと認めるに足りる証拠はない。

●Yが、指導者としての強い立場を利用し、保護者又は生徒に本件問題等の複製を依頼し、あるいは、複製の費用を負担し、金銭や便宜を供与するなどの働きかけをして保護者や生

[次ページへ続く](#)

徒に本件問題等の複製を依頼したとの事実を認めるに足りる証拠もないから、仮に、保護者又は生徒が本件問題等の複製を行い、複製した本件問題の写しをYに交付したとしても、そのことから直ちにY自身が複製を行ったと同視することはできない。

(2)さらに、Yライブ解説による本件問題及び本件解説の翻案権侵害についても、裁判所は、以下のとおり判示して、翻案権侵害を否定しました。

- Yは、本件問題の全部又は一部の画像を表示しておらず、また、口頭で本件問題の全部又は一部を読み上げるなどの行為もしていないから、Yライブ解説は本件問題の本質的な特徴の同一性を維持しているということとはできず、Yライブ解説に接する者が本件問題の素材の選択又は配列に係る本質的な特徴を直接感得することができるということとはできない。
- 本件解説とYライブ解説を対比しても、共通する表現は「陰のある」、「祐介」など、ごくわずかな部分にすぎず、Yライブ解説が本件解説の本質的な特徴の同一性を維持しているということとはできない。したがって、本件ライブ解説が本件解説を翻案したものであるとは認められない。

4 まとめ

本判決は事例判断ではありますが、模試の問題や解説の著作物性を認めています。特に国語の問題である本件問題については、題材となる作品の選択、題材とされた文章のうち設問に取り上げる文又は箇所を選択、設問の内容、設問の配列・順序について、作問者の個性が発揮され、その素材の選択又は配列に創作性があり、編集著作物にあたるかと判断している点は、編集著作物該当性を検討するにあたって参考になるかと思えます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商品単体では現れない形状を重視し混同惹起行為の成立が肯定された事例

渡辺 洋
Hiro Watanabe

PROFILEはこちら

東京地裁(46部)令和元年6月18日判決(平成29年(ワ)第31572号)裁判所ウェブサイト[イッセイミヤケvsラルジュ事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、下記の図1に代表される「三角形のピースを敷き詰めるように配置する」特徴で有名なブランドの主体である原告が、上記特徴を有する原告の鞆の形態は周知の商品等表示であり、図2や図3のようなトートバックを含む被告商品の販売は、不正競争防止法2条1項1号の混同惹起行為に該当するとして、被告商品の販売の差止等を求めた事案です(著作権侵害等その他の主張については割愛します)。本稿では、図2や3を含めた被告商品の販売行為等に混同惹起行為の成立を肯定した判断の内容を紹介いたします。



図1(原告商品)



図2(被告商品1)

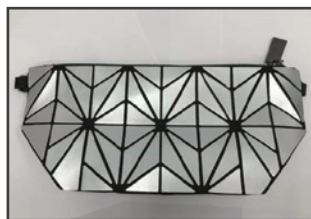


図3(被告商品2)

まず裁判所は、原告商品のほとんどに共通する特徴として、

- ① 中に入れる荷物の形状に応じて、鞆の構成部分であるピースの境界部分が折れ曲がることにより様々な角度が付き、荷物に合わせて鞆の外観が立体的に変形する
- ② 上記①の外観を持たせるため、鞆の生地に無地のメッシュ生地又は柔らかい織物生地を使用し
- ③ その上にタイルを想起させる一定程度の硬質な質感を有す

る相当多数の三角形のピースを、タイルの目地のように2mmないし3mm程度の同一の間隔を空けて、敷き詰めるように配置する

という点を指摘し、それらの特徴を原告商品の商品形態の内容として認めました。その上で、商品形態が商品等表示(不競法2条1項1号)に該当するためには、当該商品形態が⑦特別顕著性及び④周知性の2つ要件を充たす必要があるという通説的な判断を示したうえで、⑦特別顕著性の要件充足性については、とりわけ①の特徴を重視し、「一般的な女性用の鞆等の表面は、布製の鞆のように中に入れる荷物に応じてなめらかに形を変えるか、あるいは硬い革製の鞆のように中に入れる荷物に応じてほとんど形が変わらないことからすれば、原告商品の形態は、従来の女性用の鞆等の形態とは明らかに異なる特徴を有していた」として、特別顕著性を肯定しました。また④周知性については、原告商品がメディアで多数取り上げられていたことなどから、特に問題なく肯定し、したがって原告商品の商品形態は商品等表示に該当すると判断しました。

さらに、混同惹起行為の要件である類似混同のおそれについては、被告商品の形態は①乃至③の特徴を有するものであるから、原告商品と同一の商品等表示を使用するものであると肯定しました。混同のおそれについては、被告より、原告商品は1種類の直角二等辺三角形のピースを規則的に配置するのに対し、被告商品は不揃いな複数種類の三角形・四角形のピースを不規則的に配置するのであるから、類似せず混同のおそれもないとの主張がされましたが、裁判所は、「需要者は、原告商品の形態を荷物を入れた状態で観察するところ、その状態では、原告商品の表面には凹凸が生じており」、「このような表面に凹凸が生じた状態においては、同じ直角二等辺三角形であっても、傾きによって様々

次ページへ続く ▶

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

な大きさ及び角度の三角形に見えることに加え、継ぎ目が不規則に折れ曲がるため、ピースが規則的に並べられているか否かは需要者に強い印象を与えない」などとして、やはり特徴①の点を考慮して、被告の主張を退けました。

以上のように、裁判所は、特徴①を重視し混同惹起行為の成立を認めたといえますが、そもそも、鞆単体では現れない形状を商品形態として考慮してよいのかという点については、「特徴①は、鞆に荷物を入れた場合に現れる形状であるが、鞆を荷物を入れるという通常の用途に従って使用した場合の形状であり、原告商品の販売の際にも中に物を入れた状態で陳列するなどして、そのような使用時の形状が分かるように、あるいは使用時にそのような形状が現れることを強調して販売され、需要者もその形状を認識していたか認識することが容易にできたというものである」以上、本件で特徴①を含んだ形態を、商品等表示該当性や混同の有無を判断する上で考慮することは相当であると判断しました。

本件は、原告商品の生地に見える商品等表示の認定に際し、その具体的な展示状況や需要者の実際の使用状況を加味して判断したユニークな例であると考え紹介した次第です。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。